

東京都立産業技術研究センター役員報酬基準の改定について

1 報酬基準改定の考え方

☆地方独立行政法人法第48条第2項において、「特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。」とある。

☆また、同法第48条第3項において、「報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。」とある。

☆産業技術研究センターの役員報酬については、平成18年度の独法設立時に、東京都指定職給料表を参考に設定した。

☆今回の改正は、産業技術研究センターにおいて、平成22年の人事院及び東京都人事委員会勧告で給与のマイナス勧告が行われたことや、こうした社会情勢を考慮して職員給与について見直しを行ったことなどを踏まえ、役員報酬の見直しを行うものである。

☆改正額については、従来の報酬額から職員給与における特別給減額見合い分(0.2月分)を差し引いた額とする。

2 報酬改定の具体策(平成23年3月10日適用)

【現行役員給与】 (単位:円)

号給	年 俸(A)
1号給	13,494,000
2号給	13,770,000
3号給	14,046,000
4号給	14,320,000
5号給	14,596,000
6号給	14,871,000
7号給	15,147,000
8号給	15,422,000
9号給	15,712,000
10号給	16,000,000

【減額試算】 (単位:円)

号給	減額(B)
1号給	167,108
2号給	170,526
3号給	173,944
4号給	177,337
5号給	180,755
6号給	184,161
7号給	187,579
8号給	190,985
9号給	194,576
10号給	198,142

【改正後役員給与】 (単位:円)

号給	新年俸案(A-B)
1号給	13,326,000
2号給	13,599,000
3号給	13,872,000
4号給	14,142,000
5号給	14,415,000
6号給	14,686,000
7号給	14,959,000
8号給	15,231,000
9号給	15,517,000
10号給	15,801,000

※ 減額＝年俸÷16.15ヶ月(本給12ヶ月＋賞与4.15ヶ月)×0.2ヶ月
(職員の給与・賞与の年間支給月数から試算した。)

※千円未満端数切捨て

参考 地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その 役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。